

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蛙子新池地区）を行うことについて平成30年11月13日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成30年11月29日から同年12月19日まで縦覧に供する。

平成30年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造